

千歳市商業振興懇話会設置要綱

(設置)

第1条 千歳市商業振興プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、商業者、有識者、関係団体、市民等の意見を聴取し、商業振興策に反映させるため、千歳市商業振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、千歳市における商業の現状を把握し、プランの目標、施策等について協議する。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 商業者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体から推薦を受けた者
- (4) 市民等（市内に通勤し、又は通学する者を含む。）
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の定数は、20人以内とする。

3 委員に対する報酬は、支給しない。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、事務局が招集し、会長が座長を務める。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

3 会長が必要と認めるときは、懇話会とは別に市民からの意見聴取の場を設けることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて懇話会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第1項に規定する委員その他会長が必要と認める者を委員とすることができる。

3 専門部会は、必要に応じて事務局が招集する。

4 専門部会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 懇話会及び専門部会の事務局は、産業振興部商業労働課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月13日から施行する。